

資本関係又は人的関係がある者同士の 同一入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

この基準は、市川町が一般競争又は指名競争入札により発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

2 取扱い

一般競争又は指名競争入札により発注する建設工事等において、同一の入札案件に参加する複数の者の関係が、3に規定する基準(以下「基準」という。)のいずれかに該当する場合、以下のとおり取り扱う。

(一般競争入札)

基準に該当する者から入札参加の申込みがあった場合は、入札参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めないものとする。ただし、入札参加資格がない旨の通知に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する一者を除く全てが入札参加の申込みを取り下げた場合はこの限りでない。

(指名競争入札)

指名しようとする者のうち基準に該当する者があるときは、基準に該当する者の中から一者を指名し、その後の同一の入札案件毎に交互又は順番に指名するものとする。

3 基準

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 一般競争入札時の公告等への記載等

(1) 一般競争参加資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。

(2) 基準に該当する者の行った入札は無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。

(3) 入札参加申込時に「誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）」が事実と相違ないことを誓約した書面を提出させるものとする。

5 資本関係又は人的関係の確認等

(1) 一般競争入札については、提出のあった誓約書により「関係する会社」の有無等を確認する。

(2) 指名競争入札については、入札参加資格審査申請時の全部事項証明書等により「関係する会社」の有無等を確認する。

(3) 「関係する会社」同士が当該入札に参加している場合は上記2の規定のとおり取り扱う。

6 基準に該当することが判明した場合の取扱い

(1) 契約前に判明した場合

契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の

場合は当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。

(2) 契約後に判明した場合

虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、基準に該当する双方の者は指名停止の対象とする。

7 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

8 施行期日

この基準は、令和5年4月1日から施行する。